



### 3. 性的マイノリティをめぐる法整備・行政の取り組みの最近の動向

まとめ：上田智子

#### ① 「セクシュアル・ハラスメント防止指針」における「性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントへの対応義務」の明文化

平成 28 年 8 月 2 日、男女雇用機会均等法に基づいて定められている、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が改正され、事業主は LGBT など性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントにも対応する義務があることが明文化されることとなりました（適用は平成 29 年 1 月 1 日より）。

厚生労働省は、平成 18 年の法改正で「職場におけるセクシュアルハラスメントの対象者」を「女性労働者」から（男女の）「労働者」に改め、平成 26 年の指針改正で、セクシュアルハラスメントが「同性に対するものも含まれる」と明記した時点で、被害者の性的指向や性自認を問わないことも示しているという立場ではありましたが、そのことが十分に周知されているとは言えないとの指摘を受け、今回改正することとなったそうです。

#### 2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1) 職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる。

（「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」より一部抜粋。  部分が今回追加された。）

## ②「人事院規則 10-10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) の運用について」の一部改正

平成 28 年 12 月 1 日、「人事院規則 10 - 10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) の運用について」が一部改正され、国家公務員におけるセクシュアル・ハラスメントに「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が含まれることが明示されました(第 2 条関係 3)。また第 6 条に基づく「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」も改訂され、「性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすること」が例示されました(3(1)イ③)。

## ③性的マイノリティの児童・生徒に関わる文部科学省の取り組み

文部科学省は、平成 27 年 4 月 30 日「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を全国の公・私立小中高等学校を所管する部局に発出しました。この通知文書では、「性同一性障害に係る児童生徒」に対する支援において必要な、学校内外の体制や医療機関や保護者との連携について、また、学校生活の各場面での支援について、「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」「校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す」「自認する性別として名簿上扱う」など具体的事例を挙げながら、示しています。

また、「悩みや不安を受け止める必要性」は「性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものである」とし、対象を性同一性障害の児童生徒のみならず広く性的マイノリティの児童生徒に広げた上で、相談体制の充実を求めています。

その後、平成 28 年 4 月 1 日には、「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という教職員向け手引きを作成し、先の通知の要旨や具体的な配慮・支援事例を再録するとともに、「Q&A」を掲載しています。また、平成 29 年 3 月 14 日には、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定され、別添資料に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」という文章が盛り込まれました。

一方、今年度改訂される「学習指導要領」の文部科学省案において、小学校体育科に「異性への関心が芽生える」、中学校保健体育科に「性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が

必要となる」という記載があることに対して、「異性への関心」を削除し、性的マイノリティに関する言及を加える声が上がっていましたが、結果として原案通り告示されることとなりました。本件に関するパブリックコメントに対する文部科学省の回答は、以下の通りです。

…体育科・保健体育科においては、個人差はあるものの、心身の発育・発達に伴い、「異性への関心が芽生えること」等は思春期の主な特徴の一つとして必要な指導内容です。また、体育科・保健体育科で、…いわゆる「性的マイノリティ」について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えています。(…部は筆者による省略)

